

議案第 7 号

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年 3 月 2 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことに伴い、南風原町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例（昭和47年南風原村条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「本町が行う国民健康保険」を「本町が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 本町が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「本町が行う国民健康保険」を「本町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条に次の1号を加える。

（4） 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。